

Title	著作権とライセンスから見たOpen Educational Resourcesの未来
Author(s)	渡辺, 智暁
Citation	サイバーメディア・フォーラム. 2013, 14, p. 23-31
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70351
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

著作権とライセンスから見た Open Educational Resources の未来

渡辺 智暁 (クリエイティブ・コモンズ・ジャパン、国際大学 GLOCOM)

1. はじめに¹

Open Educational Resources(OER)の世界は著作権やライセンスと切り離すことができない。本稿では、近年の著作権改正論議やクリエイティブ・コモンズのライセンス改訂の議論と関連づけつつ、OERや教育の未来がそれらとどう結びついているのかを検討してみたい。

2. OER にとっての著作権

OERには著作権ライセンスがついている。最もよく使われているのはクリエイティブ・コモンズ・ライセンス系のライセンス群であろう。何故そういうことになっているのか、まずは著作権法に立ち返って確認するところから始めたい。

OERは一定の条件を満たせば誰にでも使えるような形で提供されている教育・学習資源である²。そのような資源の提供には、通常、ネット上での公開だけでは不十分である。その理由は著作権法にある。著作権法では、他人の著作物を無許諾で使うことを原則として禁じているから、単にある教材がネットで公開されているというだけでは、その教材を勝手に使ってよいということにはならない。著作物というのは、思想や感情が創作的に表現されているもの(第2条1項1号)であり、「創作的」というのは類例のないような独創性や新規性を意味しないとされている。むしろ個性が何らかの形で現れていればよ

い、など広く解釈するべきだとしている判例も複数存在する。駄作や習作でも、匿名の作品でも、鼻歌や落書きであっても、著作物になりうる。

このように広い範囲の表現について無断利用を禁じてしまうと、社会の機能を妨げかねない。そこで著作権法には無断利用禁止の原則に対する例外が設けられている。著作権の権利制限規定としばしば呼ばれるものである。日本の著作権法では、非営利の教育機関で、正規の授業の一環として、教師や生徒が著作物を無断利用することは比較的広い範囲で認められている。(35条)そこで、ネットで公開さえされていれば、教室内で利用することにはある程度可能である。他にも、文科省の検定を経た教科書への掲載(33条)や学校教育用の放送番組への利用(34条)、試験問題での利用(36条)などについても一定の条件を満たせば無許諾で利用してよいという規定が存在している。

3. 学習・教育の文脈における著作権の現代的な課題

しかし、現代の情報環境に照らすなら、これらの規定には不足も感じられる。いくつか具体例を挙げてみよう。³

授業で使っている教材について、手持ちのスマートフォンや自宅のPCなどで使える学習アプリがあれば、学習する側にとっては便利だろう。だが、アプリは放送番組や検定済教科書や試験問題にはあたらない。著作権法は、ほかの法律同様世の中の迅速な変化に対応することは得意ではないから、アプリ

¹ 本稿作成にあたり、中尾悠里氏(東京大学大学院 総合文化研究科、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン インターン)より調査協力を得た。記してここに感謝したい。なお、本稿の内容は執筆者の個人的見解を述べるものであり、所属先の見解とは一致しない場合がある。

² OERの定義については、幅があるが、典型的にはオープンコースウェアやラーニング・オブジェクトなどを指し、単に無料であるだけでなく利用を許諾するようなライセンスの下に提供されていることをも条件にしている場合が多い。商業利用を許諾していない場合でもオープンと呼べるとする説がある。[1] p.4 脚注3。また、教育資源の開発や利用に関わるツールやソフトウェアなどを含めた広い意味で用いられることもある。[2] p.31。

³ 具体的に何が可能であるかは、特に授業の過程での利用を比較的広く認めた著作権法35条の規定について著作権者側が考えをまとめたガイドラインである[3]が、参考になる。他に、文化庁が著作権の案内・解説資料として用意したQ&A集「著作権なるほどQ&A」は、教育機関における利用を多くとりあげている。
<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>

の開発は教材の著作権を持っている者か、その者から許諾を得た者に限られることになる。たとえばある授業を受けている生徒がアプリを開発し、次の年度の同じ授業の生徒がそれを使う、といったことも無断ではできない。大学のサークルが高校生の補習向けの歴史学習アプリを開発するにも、教材その外の著作物を使うなら許諾が必要になる。

授業に出席できない学生が後から授業に追いつけるようにするためであればどうか。病気や身内の不幸、スポーツの試合や就職活動など事情があって授業を欠席する学生のために、授業内容を録画し、後から視聴できるようにする。テレビの場合は「見逃し視聴」をネット上で出来るようになりつつあるが、その教育版と言ってもよい。授業中は教科書を読み上げたり、教材の一部をスクリーン上に映すことがあるが、そのようなものを録画して、その場に居合わせない者に視聴させることも、基本的には著作権者の許諾が必要になる。ということは、オンデマンド型の授業を提供するのも許諾が必要、ということになる。授業を行っている最中に、遠隔地において授業を受ける者に対して送ることについては、例外規定でカバーされている。(35条2項)このような事情から、教室の様子をネットで広く配信(生放送)して、授業を履修していない者などから質問や情報提供などを受け付けるといった場合にも、教材を無許諾で配信することはできない。授業中に使っている教材を読み上げたり、プロジェクターで投影した内容をネットにも配信したければ、許諾をもらう必要がある。

教材が自由に使えることのメリットは、学習する者だけでなく、教える側にとっても存在する。例えば、既存の教材をカスタマイズし、あるいは古い記述をアップデートするようなことがしばしば授業をよりよいものにする。米国ではOERを活用して複数の教育機関の教員が共同で教材を開発し、教授法について議論するプロジェクトも存在している。実際、既存の教材をカスタマイズすることは、時に学生の興味を高める効果がある。身近な題材や地元の話題にひきつけたり、最近のニュースに関連づけたりす

ることによって、学習内容が学習者にとって具体性を帯びるようになることがあるからだ。このようなカスタマイズは、その授業を担当する教師や学生、あるいは権利者が行う分には問題がないが、学校をまたいだプロジェクトチームを組んだり、部外者が参加したりする場合には、基本的に許諾が必要になる。

教育用の放送番組に著作物を利用できるという例外規定があるのは先に触れた通りだが、インターネットを通じて同様の番組を配信できる余地はごく限られている。放送と同時に、その放送の対象地域だけで受信されることを目的にネット配信することはできない。つまり、通常の意味でのネット配信はできない。

授業中に様々な著作物が利用できるという現行の著作権法の規定は、重要な意義を持っている。だが、こうした例を考えれば、それだけでは不足しているという感も否めない。学校での授業、教科書、教育用の放送番組、これらに関する規定のいずれもが、ネットを活用した遠隔教育やオンデマンド教育、電子教科書や学習アプリ、教育用のコンテンツといったデジタル技術やインターネットや端末がもたらしている可能性を、汲み取りきれていない感がある。情報化がもたらしている重要な変化のひとつは、教室の外、学校の外に知や学びの機会が生まれ、また学習の助けになるような者が増えているという、教育・学習の可能性の分散化である。そうすると、授業中かつ授業の参加者内や検定済み教科書内や放送番組内に限定されない、もっと多様な場面で著作物の利用が出来るようになっていた方が、教育・学習にとっては望ましい著作権制度だと言えるのではないか。

著作権は利用者の都合だけではなく、創作者・権利者側の都合も考える必要があるため、利用を自由に認めすぎる制度になって、教材の開発自体が途絶えてしまうようなことになっては失敗である。ただ、利用者と創作者のバランスの最適点は、より利用を自由にする方向にシフトしていて、法律はそれに追いついていないのではないか。利用を自由にすれば社会が得られるメリットが大きく拡大しているのに、

それを実現する制度ができていないのではないか、という感触を持っている。

大づかみには、このように言うこともできる。情報通信技術が発達し、普及するにつれ、様々な人や場をつなげることは容易になる。つなげることで従来よりも学びやすくなることもある。アプリ開発者の手を借り、他校の先生の知恵を借り、ソーシャルメディア上にいるギャラリーの知恵を借りて、学習をより効率的にできる場面がある。だが、著作権のような法律がそれらを一律に禁止してしまうのでは、社会がこうした効率性を享受するのを妨げることにならないか。

4. 日本版フェアユース導入の動き

こうした著作権法の規定に照らす時に非常に画期的なのが、いわゆる日本版フェアユースの導入という発想であった。ここでフェアユースの語によって意識されているのは米国に存在する著作権法上の制度で、抽象的な原則に照らして適切であると法定で判断されれば、著作物の無許諾利用を合法とする、というものである。米国で採用されているのは、(1) 利用の目的と性格（営利利用であるか、非営利教育目的であるか、を含む）、(2) 利用される著作物の性質、(3) 利用される部分の量と重要性、(4) 利用される著作物の潜在的市場や価値に対して、利用が及ぼす影響という少なくとも4要素を考慮するという考え方になっている。(17 U.S.C. § 107) 上に紹介した日本の著作権法の個別的な規定では、「非営利の教育機関の正規の授業で」（場面・文脈の限定）「教師又は生徒が」（利用主体の限定）無許諾で利用してもよいと規定されている（実際にはより細かな制限がほかにもついている⁴）のに対して、フェアユースは非常に抽象的で、非限定的な制度である。このような制度は、具体的でない分その内容・効果が予測しづらいという難点はあるが、技術環境などが変化しても、柔軟に運用できるという大きなメリットもある。現に、米国では検索エンジンがこのフェアユースの考え方の下に適法とされ、日本では、2009年の著作

権法改正によって検索エンジンを合法とする規定が導入されたというようなエピソードもある。

柔軟な例外規定が技術環境の変化に対応する上で重要だという認識は、日本版フェアユースの導入を提唱した知財戦略本部の決定した『知的財産推進計画 2008』[4]の背景には存在していた。同計画の中では、「(3) デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する」という標題の下に「包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、...（中略）...等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。」と定められた。これを受けて文化庁で検討が行われ、2012年に成立した著作権法改正によって導入が実現した。ただし、その議論の過程で「包括的な権利制限規定」であったはずのものは、4つのかなり個別具体的な規定に変わってしまった。導入された規定が対象とするのは、(1) 写真などへの著作物の写りこみなど、録音や録画などに伴って生じる著作物の利用、(2) 商品の企画段階など適法な利用を検討する過程で行う利用、(3) 録画機器など機器の開発の過程で試験的に行う利用、(4) クラウド・コンピューティング技術を使った情報提供など、情報技術を円滑で効率的に使う情報提供の際に行う、記録媒体への記録など、の4種類だ。[5]

このように考えるならば、著作権法の改正を通じたOERの実施環境改善は、大きなチャンスを見逃したというのが大きな近年の出来事であると言えよう。

5. OERとライセンス

著作権法を変えることは、一般に時間がかかる。また、一方で創作者・権利者側は、利用を自由にすることにに対しては非常に強い抵抗を示す場合もある。一般に利用者の利益は社会の中に広く薄く存在しているのに対して、権利者側の利益は相対的に特定少数の者に集中しているため、政府に対して結束して働きかけを行いやすいのは後者になる。こうした状況で効果を発揮するのがクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのようなパブリック・ライセンスである。

パブリック・ライセンスの特徴は、「誰であれこの

⁴ 具体的な制約については[3]に詳しい。

著作物を利用してよい」と許諾を与える点にある。許諾には様々な条件・制限がつくことも多く、その種類や厳しさにはバリエーションがある。だが、事前に、一括して許諾を与えておくことで、その教材を使いたいと思う人は一定の制約内であれば個別に許諾をもらう必要がなくなる。インターネット上には、そもそも権利者が誰であるか、その者の連絡先がどこであるのかなどが確定しづらい著作物も多く存在している。パブリック・ライセンスで提供されているコンテンツをその条件に従って利用するには、そのような権利者探しも不要になる。また、権利者探しを終えた後には条件交渉が待っているわけだが、これも不要である。そして、OER がまさにその好例だが、教材を含めさまざまな著作物を創作する者の中には、自分の作品を他人に自由に利用してもらって構わないという者や、むしろ積極的に利用してもらいたいという者も多く存在する。

著作権法とは違い、ライセンスは全ての著作物に一律に及ぶことはない。著作権者が、ある著作物を特定のライセンスの下に提供するという行為があってはじめて、他の者が自由に利用できるようになる。英語圏では、主要な OER レポジトリに数万点規模の OER が登録されるまでになっており、課題はまだ残されているものの、資源の量が増えていることが伺える。また、このような資源を活用する試みも、様々な形で存在している。

6. パブリック・ライセンスの課題 1: ライセンスの共通化と多様化

OER を含め様々な領域・文脈で活用されるパブリック・ライセンスが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下 CC ライセンス）である。この手のライセンスの中では事実上のグローバル・スタンダードになりつつあるように見える。たとえば、近年世界中に広がりを見せている政府データのオープン化に際しては CC ライセンスが採用され、あるいは CC ライセンスと互換性のあるライセンスが作成・採用されている例が見られる。

クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの活動を通じて、筆者もこの CC ライセンスの世界に関与して

きたが、ここ 2 年ほどは、この CC ライセンスのバージョン 4.0 の改訂論議・作業が進められた時期でもある。⁵ 本稿執筆現在、最終版の公表には至っていないが、ライセンスの多様化と共通化は主要な関心事だったと言える。

パブリック・ライセンスの種類は多ければ多いほどよいだろうか。これは根本的で、かつ、当面のところ解決方法のない問題である。ある著作物の権利者と利用者の二者間の意思疎通だけを考えるなら、これは意味のない問いである。意思疎通は基本的に一度だけ行えばいいのであって、ライセンスの種類が多寡には関係ないからだ。だが、OER の世界がそうであるように、多数の権利者が多数の著作物について許諾を与え、多数の利用者が存在し、複数の著作物の利用も存在するような文脈を想定した場合、ライセンスが多すぎれば、利用者はそれらを理解し、遵守するための負担がそれだけ増えることになる。10 点の著作物を利用したい場合に、それらのライセンスが全て共通であるか、10 種類ばらばらであるか、を考えてみればこの負担の意味するところがわかりやすいだろう。その一方、パブリック・ライセンスの種類が少ないことは、権利者側にとっては不都合である。自分の著作物の利用を許諾する際に、手軽に利用できるライセンスがまさに自分の意図していたような条件での提供のための許諾内容になっていることは、ライセンスの種類が少なければ、稀である。

7. CC ライセンス 4.0 とライセンスの共通化・多様化

たとえばオープン教材の世界でも問題になることがあるのは、商業目的の利用を許諾しないようなライセンスの存在である。MIT の手がける OER プロジェクトであるオープンコースウェアをはじめ、様々なプロジェクトで利用されているライセンスだが、このようなライセンスが存在することは、オープン化の推進にとっては害の方が大きいとする見方もある。商業利用が許諾されなければ、OER やオープンデータや、そのほかの様々なオープン化の取り

⁵ 主な経緯や議論の概要は、以下のページから伺うことができる。 <http://wiki.creativecommons.org/4.0>

組みは真に成功したとは言えないと考える立場があり、改訂にあたっては、許諾の範囲を非商業利用に限定するようなライセンスを廃止するべきか、議論の対象になった。結果として非商業限定のライセンスは廃止されないこととなりそうだ。

逆に大きな進展があったのは、データベース権と呼ばれる著作権的な権利への対応である。

欧州で立法を通じて作り出されたこの権利は、著作権法上の著作物とは扱われないような作品（たとえば事実を創作性もなく収集・整理した日本のプロ・サッカー選手名の50音順のリストなど）について、制作者に一定の独占的利用権を与えるものだ。つまり、権利者以外の者は、許諾なしにはデータベースの複製などができなくなる。CCライセンスは、このような権利について著作権同様の扱いをして来なかった。これによりオープンストリート・マップ⁶のコミュニティなど、データベース権を対象としたパブリック・ライセンスへのニーズに応えることができなかったが、イギリスを拠点とするオープン・ナレッジ・ファウンデーション⁷のプロジェクトとしてそのようなライセンスの開発が進められ、オープン・データベース・コモンズ・ライセンスとして公表されるに至った。オープン・ストリート・マップでも、2012年にはこのライセンスの一種が採用されるに至っている。⁸オープン・データベース・コモンズ系ライセンスは、構成や内容はCCライセンスを強く意識したものとなっており、互換性も比較的高い。だが、CCライセンス側はバージョン4.0ではデータベース権を著作権同様に扱う方向で改訂を進

⁶ ウィキペディアのように多くの者が共同で地図データの収集・整理を行うプロジェクト。このプロジェクトのデータは、Apple社によってiPhone搭載の地図アプリ用データの一部として使われてもいる。

<http://openstreetmap.org>

⁷ オープンデータ分野のアドボカシーやオープン・データ・ポータル用オープンソース・ソフトウェア CKANの開発により知られる非営利組織。 <http://okfn.org>

⁸ このようなライセンスの切り替えは通常容易ではない。多数の著作物が共同でコンテンツを開発している場合には、ライセンスの切り替えには原則その全員の賛意が必要で、同意が得られない者の貢献内容を除外する必要があるためである。オープン・ストリート・マップのライセンス切り替えについて当事者として論じた東は、これを「苦渋の決断」と形容している。[6]

めている。これによって互換性は更に高まったと言えるだろう。

商業利用を許諾しないライセンスを廃止すれば、おそらくそのようなライセンスを必要とする者たちによってライセンスが開発・採用されるだろう。データベース権をめぐる一連の経緯はちょうどそのような展開があることを示す例でもあるように、筆者には思われる。

国内に目を転じると、もうひとつ似たような事例が存在している。漫画家の赤松健氏が提唱している同人活動を許諾するためのライセンスの議論がある。これはTPPを通じて著作権侵害が非親告罪化する可能性を睨んで、漫画作品の同人誌における二次利用を許諾するようなものである。CCライセンスにはこれに通じるところのある、音楽作品のリミックスを許諾するためのライセンスが存在していた。現在ではこのようなライセンスは廃止されており、CCライセンスは少なくとも営利を目的としない複製については必ず許諾する、という形をとっている。（複製は許諾しないが改変は許諾する、といったライセンスは提供していない。）だが、日本ではこのようなライセンスの必要性はしばしば指摘されてきたところである。⁹ 本稿執筆現在、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの運営母体であるNPO法人コモンズフィアは、CCライセンスは別のライセンスとして、このようなライセンスの策定を開始している。

OERとも無縁ではないと思われる出来事がもうひとつある。文化庁において2007年から開発が進められていた独自のライセンス群CLIPシステムが、ローンチ前に廃止されたことだ。CCライセンスの普及などを分析[7]した上でなされた決定であり、文化庁は2013年3月に開催した第8回コンテンツ流通促進シンポジウム『著作物の公開利用ルールの未来』¹⁰において、今後はCCライセンスなどとの協力や連携も視野に入れるとも述べた。

⁹ 例えばヴァーチャル法律娘真紀奈による **Derivative Only License**

<http://homepage3.nifty.com/machina/d0504.html#050413>

¹⁰ 開催概要などは下記で参照可能である。

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/seminar/contents_sympo8/index.html

8. ライセンスの共通化・多様化動向

このようなライセンスの種類の多寡に着目して眺める時、大きな動きがあるのは OER よりもその隣接領域のようだ。そして、その動向は一様ではなく、様々なコンテンツを既に広く採用されている CC ライセンスの下で利用できようにする動きもあるが、逆に新たなライセンスの開発や採用への動きもある。

具体的には OER に数えられることもあるウィキペディアが GNU 自由文書利用許諾契約書(GNU Free Documentation License)というライセンスのみの採用から、CC ライセンスの一種との併用へと移行したのが 2009 年である。先に触れたオープン・ストリート・マップの CC ライセンスからの離脱決定は 2012 年である。また、オープンデータの領域では、オープン・データベース・コモンズ・ライセンス群が開発され、欧州ではさまざまな政府が様々なライセンスを起草し、採用している。これを受け、ライセンスの統一を呼びかける運動やそれに対する EU 委員会の高官による応答も表明されている。[8]

OER の進展にとって明らかに問題があるのは、ライセンスの内容面ではかなり類似点がありながら異なるものとして作成されているライセンスが増えることである。特に、このようなライセンスが、互いに共通のコンポーネントや名称、構成などを持たないままに開発されると、利用者にとっては負担が不必要に大きくなると考えられる。オープンデータ領域では実際にこのような現象が起きている兆候がある。

9. パブリック・ライセンスの課題 2：簡素さ

CC ライセンスのバージョン 4.0 策定によってもうひとつやや大きな変化が生じると思われるのが、満たすべき義務の簡素化である。

パブリック・ライセンスは、法律の専門家ではない者を含め、広い範囲の者に理解される必要がある。ところが、厳密さを追求しようとするれば、ライセンスの文面は専門家の間で定義が確立している用語を用いる方がよいことになるため、日常的な用語が使

われないことがありうる。また、抜け穴や誤解の生じる余地がある部分については、細かい規定をおくことで解決を図ることがある。この場合、規定は長く、複雑になる傾向がある。このように、ライセンスの簡素さの問題は、ライセンスの種類の多寡と同じく、パブリック・ライセンスにとっては根本的だが、当面は解決の方途のない問題である。

10. CC ライセンスと簡素化

CC ライセンスには、バージョン 2.0 以降のライセンス全てに、作品の著作者や作品名など各種の情報を記載する義務が盛り込まれている。バージョン 1.0 にはそのような義務のないライセンスも存在していたが、そうしたライセンスを採用した著作者が割合として非常に少なかったことから、廃止したという経緯がある。

作品をコピーし、あるいは加工して利用する者に何をどのように記載することを義務付けるかは、簡単な問題ではない。悪意のある利用者が、元の作品の著作者名を小さく表示しようとしたり、目立たないところに表示しようとしたら、どうするか。複製して販売しておきながら、その作品が自由に複製できるものだということが非常にわかりづらい形で販売しようとする者が出てこないか。このような様々なリスクを想定すると、比較的具体的に規定をおくことが有効になる。一方、CC ライセンスは、小さな画像や短い文章から長大な映像作品や複雑なビデオゲーム、百科事典のような大規模コンテンツなどに至るまで、さまざまなコンテンツに適用されることを想定するものである。そうすると、「表紙には必ず原著作者の名前を表示せよ」といった具体的指定をすると、「表紙を持たない形態の作品を作るのには利用してはいけないのか」といった疑問を利用者に抱かせることにもなる。¹¹ また、規定があまりに複雑で理解しにくい場合は、作品が利用されない可能性もある。

¹¹ ウィキペディアで長い間採用されてきた GNU 自由文書利用許諾契約書は、文書を想定し、表紙、セクション、タイトルページなどが想定されている。また、それらが作品の形態とストレートに合致しない場合の対処法についてもある程度規定がある。

今回のバージョン 4.0 策定にともない、クレジットなどの表記義務は、規定が整理されてかなり理解しやすくなった。また、義務の内容面でも、柔軟な規定になり、また、様々な記載項目について異なる義務が存在していたものが比較的一貫した規定に置き換わった。

11. ライセンス簡素化の動向

ライセンスの簡素化を念頭に、パブリック・ライセンスの世界を見渡すと、CC ライセンスよりもはるかに簡便なものが出現つつある。

NHK のビデオ・映像を一部ネット上で提供し、加工しての利用にも提供している NHK クリエイティブ・ライブラリー¹²、東日本大震災にまつわる写真を広く募って保存している Yahoo! Japan の東日本大震災写真保存プロジェクト¹³などは CC ライセンスよりも遥かに短く、単純な利用許諾を設定している。海外に目を転じれば、英国政府がオープンデータの主要ライセンスとして採用している Open Government License¹⁴など、CC ライセンスよりも後発の利用条件設定の際には、その条件が読みやすく、理解しやすいという特徴を持っていると言って良いだろう。CC ライセンスのバージョン 4.0 は、簡素化のための改善はおこなわれたものの、こうした例に比べると、まだ相当複雑であるという感も否めない。ただし、簡素化は、ライセンスの抜け穴や、曖昧さの元にもなりうる点は注意が必要だろう。

12. 著作権から見た OER と教育の未来

本稿の前半で幾つか例を挙げた通り、教育は、著作物の利用を容易にすることでより高い効果を上げられるポテンシャルがあるように、筆者には思われる。大づかみにすれば、それは、情報通信技術の発達や普及に伴って、従来はつながっていなかった人々の協力を得、従来はつながっていなかった人々に教育や学習機会を提供することが容易になってき

ているためだと考えられるだろう。

だが、そのポテンシャルのための著作権法改正は困難であるから、誰でも使える教材としての OER、権利者が使ってよいと思っているものを利用者が使っていく形で進めるのが、当面の現実的な策ということになるだろう。CC ライセンスのようなパブリック・ライセンスはその成功の鍵となる。とは言え、パブリック・ライセンスはソフトウェア分野では少なくとも 1980 年代にまで遡るものであり、四半世紀の歴史を持つことになるが、近年の展開を見るに、現在でも普及や試行錯誤が続いている状況であり、成熟期を迎えたとは言いがたいようだ。その背後には、様々な分野へのライセンスの普及や技術・文化をとりまく環境の変化などによってライセンスへのニーズが変化していることも伺われる。こうした点を考えても、中長期的には、著作権法の改正がおこなわれることも、教育における著作物利用にとっては重要なのではないかと思われる。

OER は教材を提供するだけに留まらず、iTunes U における講義動画の配信、更には個別の学習者の進捗を管理し、学習達成度を評価する機能や教師と生徒のやりとりをサポートする機能もついた MOOC と呼ばれるような形態でも提供されるに至っている。OER の定義の中には教材だけでなくそれらを扱うソフトウェアなどをも含めた広義の定義もあるが、まさにそのような広義の OER が盛んになってきている。

こうした OER の高度化は、ひとつには、オープン教育が典型的に目指す効果をより大きくすることが見込まれる。すなわち、教育・学習にまつわる経済的・地理的・時間的制約を緩和することによる貧困層やルーラル地域などへの教育機会の拡大である。（ただし、これらの活動を支えているのは、必ずしも安定した事業収益ではないため、持続可能性については不透明さもつきまとう。）その効果は、単に教育・学習に関する受益者の拡大だけではなく、高等教育機関における国際的な留学生獲得競争にまで影響を及ぼしつつあるように見える。すなわち、刺激的な授業を提供できることを示唆するために MOOC が活用され、MOOC を通じて優秀な学習者へ

¹² <http://www.nhk.or.jp/creative/>

¹³ <http://archive.shinsai.yahoo.co.jp>

¹⁴

<http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/version/2/>

の奨学金提供などがおこなわれる、といった展開である。将来的には、この獲得競争は「留学生」に留まらないかも知れない。日本の学生が日本にいながらにして米国をはじめとする海外のエリート校の授業を受講し、学位相当のプログラムを修了できる世界が来ることも考えられなくはない。

OERの高度化に関して、それよりも興味深い可能性もあるように思われる。それは、様々な生徒の学習履歴をデジタルデータとして取得し分析することから来るものだ。MOOCのような、IT化された学習プラットフォームの普及は、学習者の行動について、従来の数十倍、数百倍といった規模のデータの取得を非常に安価にする部分がある。現にMOOCの運営主体の中にはそのようなデータ解析を重視する者も存在している。それは授業の改善やカリキュラムの設計などに生かせるだけには留まらないかも知れない。更にその先、就職の可能性が高い人材や社会に出て活躍する可能性が高い人物の発見や育成につなげることが出来るかも知れない。そうなれば、手前へ廻り、どのような入学試験によってそのような人物を獲得するのがよいか、突き止めることも考えられる。このように実証的なアプローチが、教育のあるべき姿についていくらかの手がかりを与えることになった時、その教育の形は、今日の高等教育とどの程度似たものになっているだろうか？10年、20年先から振り返った時に、現在の高等教育は、カリキュラムや学習目標や評価手法などが、社会のニーズとマッチしていない、というようなことになっていないだろうか。そして、もしこのようにIT活用を手がかりに教育のあり方を改革していく余地があるとしたら、それを日本の大学がリードし、国際的に質の高い教育を提供できるのか、それとも他国にリードされたり、「ガラパゴス化」を起こすなどして、国際的には必ずしも通用しない状態になるのか。あるいは厳しい規制の下にある正規教育機関の外に、様々な「資格」を認定するような事業が現れることになるのか。ITをめぐる事業の高度化のポテンシャルが大きい時には、その事業をめぐる競争上の優位・劣位の大幅な入れ替わりの可能性も存在していることがあるが、現在の教育にはちょうどそんなポ

テンシャルが存在しているのではないだろうか。

そのような教育の未来の模索には、著作権の改正やパブリック・ライセンスの洗練だけでは到底不十分であろう。だが、それらが未来の模索のための重要な一施策であることも確かであろう。教育に関わる著作権の規定がインターネットへの適当な対応ができないままに5年、10年が過ぎてしまうことは、教育にとって、社会にとっての大きな損失になる可能性もあろう。OERのライセンスの種類の多寡や、簡素さと厳密さのバランスが何かの事情であるべき点からズレた時、それもまた同様に、教育や社会にダメージを与える可能性を持っているだろう。逆に著作権のより自由な利用が可能で、また、既存のOERが使いやすく、豊富に存在していれば、教育の未来の模索に乗り出すコストがそれだけ少なく済み、様々な実験が起こりやすい環境となろう。

参考文献

- [1] Atkins, D., J. Brown & A. Hammond (2007). A Review of the Open Educational Resources (OER) Movement: Achievements, challenges, and new opportunities. Report to The William and Flora Hewlett Foundation.
<http://www.hewlett.org/uploads/files/ReviewoftheOERMove-ment.pdf>
- [2] Center for Educational Research and Innovation, Organization for Economic Development and Cooperation. (2007) Giving Knowledge for Free: The emergence of open e-ducational resources".
<http://www.oecd.org/edu/ceri/38654317.pdf>
- [3] 著作権法第 35 条ガイドライン協議会 (2004) 学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン
http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf
- [4] 知的財産戦略本部 (2008) 『知的財産推進計画 2008 - 世界を睨んだ知財戦略の強化 -』
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2008keikaku.pdf>

- [5] 文化庁 『平成 24 年通常国会 著作権法改正について』
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html
- [6] 東 修作 (2013) Open Street Map の事例を通じて考えるオープンデータのライセンス設定 情報管理 v.56 n.3 pp.140-147.
- [7] 株式会社野村総合研究所(2013)『平成 23 年度文化庁委託事業「著作物等のネットワーク流通促進のための意思表示システムの在り方に関する調査研究」意思表示システムの在り方に関する調査研究 報告書』(平成 24 年 3 月)
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/network_hokokusyo.pdf
- [8] Kroes, N. (2012) "A single European open data licence?," Blog of Neelie KROES, February 28th, 2012.
<http://blogs.ec.europa.eu/neelie-kroes/single-data-licence/>